

山梨県公報

第二千五百二十六号

平成二十七年

七月十三日

月 曜 日

目 次

告 示

○保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………五〇七

○家畜伝染病の発生……………五〇七

○道路の供用開始(二件)……………五〇八

○道路の区域変更(二件)……………五〇八

公 告

○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(三件)……………五〇九

そ の 他

○あっせん員候補者の告示……………五一一

○一般競争入札について……………五一二

告 示

山梨県告示第二百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡富士川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、富士川町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士川町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡富士川町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士川町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百四十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十七年七月十三日

山梨県知事 後藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	三	北杜市 高根町	平成二十七年七月一日

山梨県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年八月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十三日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	小和田猿橋線	大月市猿橋町猿橋字上悪齊五五七番の六地先から大月市猿橋町猿橋字梅沢六一九番の二地先まで	二二・四	平成二十七年七月十三日

山梨県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年八月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十三日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲府韮崎線	甲府市丸の内二丁目一番地先から甲府市丸の内二丁目三九番の一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）	四八・三	平成二十七年七月十五日

山梨県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年八月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十三日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	旧新の別		延長（メートル）
			旧	新	
一 道路の種類 県道	二 路線名 富士吉田西桂線	三 道路の区域	南都留郡西桂町倉見字寰和田四二一番の一地先から南都留郡西桂町倉見字寰和田桂川右岸堤防敷地先まで	二七・三 四七・七	三〇・一
			新	三〇・六 五一・九	三〇・一

山梨県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年八月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北都留郡丹波山村字親川三九〇番の一地 先から	旧	一一・九〇 三三二・〇	四六・四
北都留郡丹波山村字親川三九〇番の一地 先まで	新	一三・六〇 四五・一	四六・四

公 告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
山梨市三富川浦字峠沢一八二三の一（次の図に示す部分に限る。）	雨宮政宣、日原壽久、岡部一浩、岡部富永、廣瀬かね子、山中友行

山梨市三富川浦字観音沢一八六一の二（次の図に示す部分に限る。）、字峠沢一八二三の五七

日原甲子男、齊藤榊、岡部一浩、岡部富永、廣瀬かね子、山中友行

山梨市三富徳和字小屋沢一四七四の一（次の図に示す部分に限る。）、字平石一五九三の一、一五九三の六から一五九三の一まで、一八〇七、一八〇八

坂本石丸、坂本勝吉、坂本喜谷、坂本吉弘、坂本儀登、坂本喜八、坂本敬次郎、坂本今朝雄、坂本多聞、坂本忠徳、坂本津るよ、坂本輝政、坂本富夫、坂本信義、坂本秀幸、坂本政信、坂本幸延、坂本義敬、清水あい、鈴木幸子、高根春雄、内藤俊彦、名取懐、名取源吉、名取重明、名取隆盛、名取朋忠、野澤義信、藤井四郎、宮崎桂次、山下進

二 保安林として指定された目的

水源の^{かん}滴養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年五月二十一日山梨県告示第百八十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十

条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
山梨市三富上釜口字西ノ口三八六の三、三八八の一、三八八の八、三九二の一、三九二の一四、三九二の一六から三九二の二〇、三九二の三、三九二の四、字油久保三九三の三〇、三九三の三一、三九四の二、三九四の四、三九四の五、三九六の一、三九六の一三、三九六の一五から三九六の一八まで、三九六の八、三九九の一四、三九九の一五	日原和市
山梨市三富上釜口字西ノ口三八九の一	日原産蔵
山梨市三富上釜口字西ノ口三八八、三八九の一三、三八九の三一、三八九の三二、字油久保三九三の一四	花輪みさ子
山梨市三富上釜口字西ノ口三八九の一、二、三八九の二九、三八九の三〇、三九一の一、字油久保三九三の二〇、三九三の三八、三九三の五、三九三の七	日原登
山梨市三富上釜口字油久保三九三の二一	日原徳次郎
山梨市三富上釜口字油久保三九九の一〇、三九九の一、二	日原佐市
山梨市三富上釜口字西ノ口三八六の四、三八六の五、三八八の四、三八八の六、三八八の七、三八九の乙三	日原和市、日原産蔵
山梨市三富上釜口字油久保三九六の一、二、三九六の一四、三九九の七	日原和市、花輪みさ子

山梨市三富上釜口字西ノ口三八八の一〇、三八八の十二

日原和市、日原登

山梨市三富上釜口字油久保三九四の三

日原和市、日原徳次郎

山梨市三富上釜口字油久保三九九の一三

日原和市、花輪猛

山梨市三富上釜口字油久保三九九の二、三九九の一

日原和市、花輪佐市

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年六月十八日山梨県告示第二百十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十七年七月十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
--------------------	--------

山梨市三富上釜口字上之山一〇一六	日原源太郎、日原増太郎、日原光雄、廣瀬伊太郎、廣瀬信、廣瀬良甫
山梨市三富上釜口字西ノ口三八六の二	日原和市
山梨市三富上釜口字日向六四〇、六四二	日原領一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十七年六月十八日山梨県告示第二百一十一号

その他

山梨県労働委員会告示第二号

当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成二十七年七月十三日

山梨県労働委員会

会長 田中正志

氏名	経歴	委嘱年月日
----	----	-------

田中 正志	弁護士 第三十七期山梨県労働委員会公益委員 第三十八・三十九・四十期山梨県労働委員会会長代理 第四十一期山梨県労働委員会会長	平成十九年七月五日
小野 正毅	弁護士 第四十一期山梨県労働委員会会長代理	平成二十七年七月二日
加藤 里美	特定社会保険労務士 第三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会公益委員	平成十七年七月十一日
勝俣 高明	公認会計士 第三十八・三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会公益委員	平成二十一年七月二十二日
齋藤 雅代	山梨学院大学准教授 第四十一期山梨県労働委員会公益委員	平成二十七年七月二日
中澤 晴親	連合山梨会長 第三十七・三十八・三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
窪田 清	東京電力労働組合山梨地区本部執行委員長 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十三年七月一日
齊藤 伊人	TDK労働組合甲府支部支部長 第四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
永井 幸子	UAゼンセン山梨県支部支部長 第四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十五年七月二日
萩原 雄二	連合山梨事務局長 第三十七・三十八・三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日

小池 基次	山梨県経営者協会専務理事 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
小林 隆二	山梨県経営者協会参与 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
田中 好輔	甲斐日産自動車株式会社代表取締役会長 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
細田 幸次	都留信用組合理事長 第四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十七年七月二日
松橋 勝美	塩山舗装株式会社代表取締役社長 第三十九・四十・四十一期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十三年七月一日
宮原 健一	山梨県労働委員会事務局長	平成二十七年四月二十二日
小林 善太	山梨県労働委員会事務局次長	平成二十七年四月二十二日
小田切春美	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成二十六年四月二十三日

● 山梨県道路公社公告第二号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十七年七月十三日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 寺 岡 清

一 一般競争入札に付する事項

1 工事名

雁坂トンネル中央監視装置・監視カメラ設備更新工事

2 工事場所

山梨県山梨市三富川浦地内から埼玉県秩父市大滝地内まで

3 工事概要

中央監視装置更新 一式

- 4 工期
監視カメラ設備更新 一式
平成二十七年八月二十一日から平成二十八年三月十五日まで
- 5 予定価格
一億七千八百八十八万二千円
- 二 入札参加資格申請の受付期間
平成二十七年七月二十一日（火）から同月二十七日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。
- 三 その他

詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

(URL) <http://www.futis.ne.jp/karisakay/>